

次の要件に該当する家屋については、耐震改修工事完了から3か月以内に申告いただければ、当該家屋の翌年分の固定資産税が減額されます。

## 要件 ①～⑥の全ての要件を満たす必要があります

- ① 現行の耐震基準に適合する耐震改修であること
- ② 昭和57年1月1日以前 から所在する住宅であること
- ③ 店舗等併用住宅の場合、床面積の1/2以上が居住用であること
- ④ 耐震改修工事費の自己負担額が50万円(税込) を超えること
- ⑤ 改修工事を令和13年3月31日まで に行っていること
- ⑥ 改修工事が完了した日から3か月以内の申告であること(原則)

## 減額内容

当該家屋の固定資産税（改修工事が完了した年の翌年分）の1/2が減額になります。

※「耐震改修が行われ認定長期優良住宅となった住宅」は、2/3が減額になります。

※一戸当たり床面積120㎡分まで減額されます。

※店舗等併用住宅の場合は、住居部分(上限120㎡)に相当する固定資産税額の1/2が減額となります。

…当該家屋の固定資産税額×(住居部分面積/全体床面積)×1/2

## 必要書類

- ① 耐震基準適合住宅に対する固定資産税減額申告書
- ② 工事請負契約書の写し
- ③ 下記(1)(2)のいずれか一方
  - (1)増改築等工事証明書
    - 登録された建築士事務所に属する建築士
    - 指定確認検査機関
    - 登録住宅性能評価機関
    - 住宅瑕疵担保責任保険法人  
が発行します。
  - (2)住宅性能評価書
    - 登録住宅性能評価機関  
が発行します。

## 注意事項

「耐震改修(認定長期優良住宅含む)」、「省エネ改修(認定長期優良住宅に限る)」に対する減額を受ける場合、または受けたことがある場合は、この減額制度は受けることができません。

問合せ： 所沢市 財務部 資産税課

TEL: 04-2998-9068

E-Mail: a9068@city.tokorozawa.lg.jp